



2020年度 宇宙産業技術情報基盤研究開発事業 (ベンチャー企業等による宇宙用部品 ・コンポーネント開発助成) 公募説明会資料

— 内 容 —

- ★ 事業の背景
- ★ 事業概要
- ★ 応募要件
- ★ 助成対象費用
- ★ 助成対象事業の審査
- ★ 申請書作成
- ★ 助成事業のスケジュール
- ★ 助成事業終了後

事業の背景（政策的な重要性）



宇宙基本計画（2015年1月）

近年の宇宙産業を取り巻く環境の変化に対応した宇宙政策の目標として、民生分野における宇宙利用推進等が掲げられている。

宇宙用部品・コンポーネントに関する総合的な技術戦略

（2016年3月）

技術ロードマップの策定による宇宙用部品・コンポーネントの技術開発に係る効率的な取り組み、輸出拡大、自動車部品等の積極的な活用等を掲げている。

宇宙産業ビジョン（2017年5月）

宇宙産業の振興に向けて、中小・ベンチャー企業等をはじめとした新規参入者の層の拡大・事業化への後押し、市場の活性化が掲げられている。

米国提案による国際宇宙探査への日本の参画方針

（2019年10月）

非宇宙分野も含む広範な産業の拡大に向けて、月探査への日本の参画を掲げ、民間企業の積極的な参画を期待している。

我が国の宇宙産業の状況

- ★宇宙機器産業は国内官需が約9割を占める。
- ★売上規模は欧米に比べて小さい。
- ★宇宙用部品・コンポーネントの開発・事業化に投資ができない、あるいは、生産設備を維持できない。
- ★人工衛星の部品・コンポーネントの海外依存率が高い。
- ★衛星製造、ロケット製造、打ち上げサービスまでフルセットの宇宙産業を抱えている、世界的に見ても数少ない国。
- ★宇宙産業でビジネスの成功を目指す、中小・ベンチャー企業が存在。

世界の宇宙産業の状況

- ★軌道上への輸送サービスに民間事業者を積極活用し、新規事業者の参入・成長
- ★宇宙分野の技術革新と宇宙以外の多数の新規ビジネスの興隆
- ★欧米ではサービスの供給主体に民間の活用が進む

事業の背景（事業目的）



政府政策や、宇宙産業の状況を踏まえ、本事業は下記を狙いとして実施する。

本事業のねらい

潜在的技術を有する中小・ベンチャー企業等の保有する技術シーズを活用し、人工衛星等の宇宙用部品・コンポーネントの開発に係る研究開発の一部を支援することで、宇宙機器産業の裾野を広げると共に、人工衛星等の高信頼性・低コスト化を実現し、我が国の宇宙機器産業の競争力強化を目指す。

事業概要（事業の流れ）



1. 公募

2. 提案

助成を希望する中小・ベンチャー企業等（中堅企業・組合等を含む（みなし大企業は除く））から提案書を提出

3. 採択通知

NEDOは、外部専門家による審査及びNEDO内審査を経て採否を決定し、その結果を通知

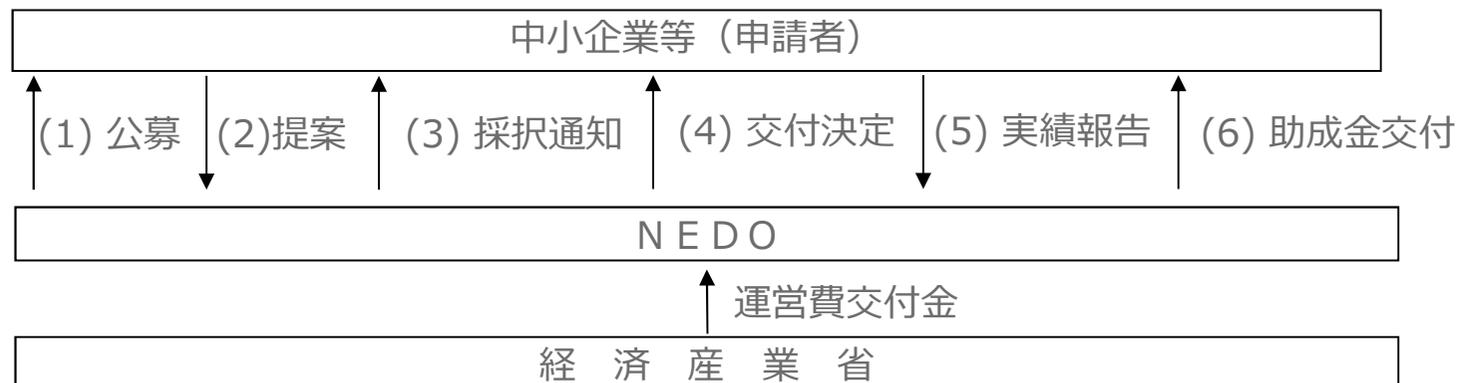
4. 交付決定

5. 実績報告

事業終了時に採択者が実績報告書を提出

6. 助成金交付

NEDOは実績報告書に基づき精算払いを実施。



事業概要（助成期間等）



事業期間

2年以内で1年ごとに任意に設定可能
(終了時期：2021/2022年の2月28日から選択)

交付規程

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程

助成率

2/3以内

助成金の額

1件1年間あたり1,350万円以内

対象技術

人工衛星等の宇宙用部品・コンポーネント開発に係る技術

対象者

潜在的技術を有する中小・ベンチャー企業等※
※中堅企業・組合等を含む（みなし大企業は除く）

実施体制

連名申請可（ただし、(連名)申請者は中小・ベンチャー企業等に限る）
大学・公的機関との共同研究可
※連名申請の場合、代表申請者が事業全体の助成対象費用のうち50%以上を計上すること

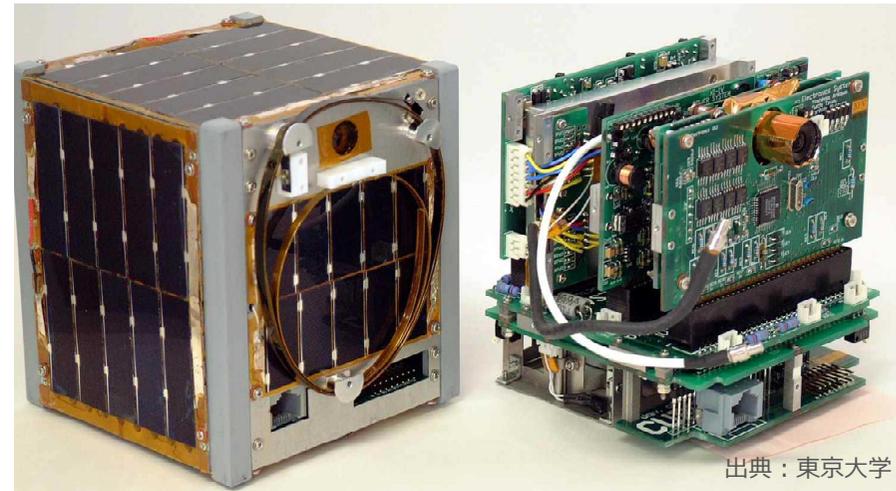
対象技術

人工衛星等の宇宙用部品・コンポーネント開発に係る技術

想定される技術分野（例）

バス／ミッション系機器等

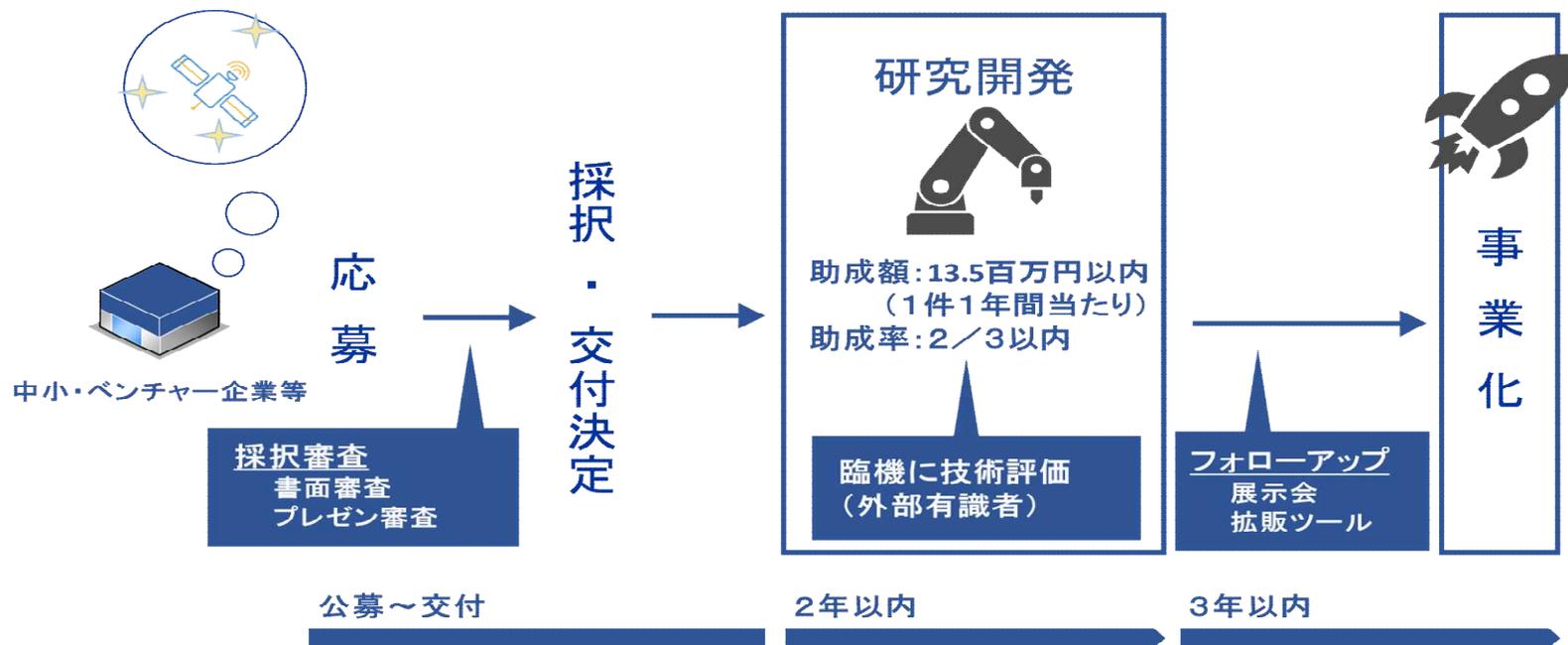
- ★推進系（スラスタ等）
- ★姿勢制御系（角度センサ等）
- ★通信系（送受信機等）
- ★電源／バッテリー系
- ★構造・熱制御系
- ★映像系（カメラ、レンズ等）
- ★その他、人工衛星等の宇宙用部品・コンポーネント全般



応募要件（助成対象事業分野等）

助成事業として、以下の要件を満たすことが必要

- ★人工衛星等の宇宙用部品・コンポーネントの開発に係る技術開発であること。
- ★事業期間終了後、概ね3年以内に実用化が可能な具体的な計画を有すること。
- ★研究開発内容に新規性、研究開発要素を有していること。



応募要件（実施体制）



	申請者	連名申請者	共同研究先	委託先	(外注先)	備考
中小・ベンチャー企業	○	○	×	×	○	中堅・組合等を含む
大企業	×	×	×	×	○	みなし大企業を含む
大学・公的研究機関・高専	×	×	○	×	○	
海外企業・機関等	×	×	×	×	○	
備考	全体の対象費用の50%以上とする		交付決定時における助成金総額の50%未満を対象とする		研究開発要素のない、助成事業の遂行に必要な、加工・分析等の請負	

応募要件（助成対象事業者）



申請者及び連名申請者とも以下①～⑦のすべての要件を満たすこと。

- ① 日本に登記されている民間企業等であって、当該助成事業者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。

※ 日本国内の法人格を有する者が助成事業者となる別の法人を設立する場合には、**交付申請時に法人設立準備中であることを証明する資料**を提出するとともに、この公募の採択決定直後に行う**交付決定の時までに助成事業者が日本国内の法人格を有すること**を条件として応募の対象とします。

- ② 助成対象事業を的確に遂行するに足る**技術的能力**を有すること。
- ③ 助成対象事業を的確に遂行するために必要な費用の調達に関し十分な**経理的基礎**を有すること。
- ④ 助成対象事業に係る**経理その他の事務**について、**的確な管理体制及び処理能力**を有すること。
- ⑤ 当該助成事業者が遂行する助成事業が、本事業の目的を達成するために**十分に有効な研究開発**を行うものであること。
- ⑥ 当該助成事業者が助成にかかる**企業化に対する具体的計画**を有し、その**実施に必要な能力**を有すること。

応募要件（助成対象事業者）



- ⑦ 以下のA)、B)又はC)のいずれかの要件を満たす者であること。なお、資本金基準及び従業員基準は、申請者（連結ではなく、単体）が、申請書提出日において、下記の基準を満たしていること。売上高基準は、申請者（連結ではなく、単体）が、申請書提出日の属する事業年度の前事業年度において、下記の基準を満たしていること。
- A) 中小企業基本法に定められている資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者（次頁参照）に該当する法人であって、みなし大企業（次々頁参照）に該当しないもの。
 - B) 売上高1,000億円未満又は従業員が1,000人未満の企業（以下、「中堅企業」という。）であって、みなし大企業に該当しないもの。
 - C) <次項参照>

応募要件（助成対象事業者）



- c) 以下の i) 又は ii) のいずれかに該当する「中小企業者」又は「中堅企業」としての組合等
- i. 事業協同組合等[事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者又は中堅企業、特定会社、企業組合又は協業組合であるものに限る。）をいう。]であって、提案書提出日の属する事業年度の前事業年度（提案書提出日が前事業年度経過後2月以内である場合には、前々事業年度）において試験研究費等比率が100分の3を超えるもの（提案書提出日において設立の日以後26月を経過していない事業協同組合等のうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が2人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が10分の1以上であるもの）。
 - ii. i) のほか、特別の法律により設立された組合及びその他連合会の要件については i) を準用する。

応募要件（中小企業者の条件）



本事業において、「中小企業者」とは以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たすものをいう。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数) (注)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記3業種を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員（解雇予告不要者）を含まない

応募要件（みなし大企業の条件）



中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ★発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業（※）の所有に属している企業
- ★発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業（※）の所有に属している企業
- ★大企業（※）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
 - ※本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。
- ★中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ★廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ★投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

- ★助成の対象となる費用は、本助成事業で実施する技術開発に直接必要な費用のうち、この事業に専用として使用する（この事業以外にも使用するものは助成対象外）費用。
- ★対象となる費目はⅠ．機械装置等費、Ⅱ．労務費、Ⅲ．その他経費、Ⅳ．委託費・共同研究費。
- ★本事業では、Ⅳ．委託費・共同研究費の費目については、共同研究費のみ計上可能で、委託費を計上することは不可。また、海外機関及び国内民間企業との共同研究について計上することは不可。
- ★助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により申請額から減額して交付することがある。

助成対象費用（I. 機械装置等費）



I. 機械装置等費 （生産設備は対象外）

1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。

2. 機械装置等製作・購入費

助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入に要する経費。

3. 保守・改造修理費

プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合）、修理（主として現状を回復する場合）に必要な経費。

※なお、建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や使用期間の目途等を確認し、場合により修正を求めることがあります。

助成対象費用（Ⅱ．労務費）



Ⅱ．労務費

1．研究員費

助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。

2．補助員費

助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（ただし、上記1．研究員費に含まれるものを除く）。労務費は健保等級に基づく労務費単価を用いて算定して下さい。

※健保等級に基づく労務費単価の考え方については、下記マニュアルの労務費の項目をご参照下さい。

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html#manual

※ 本助成事業で使用する労務費の請求単位は「時間単位」のみとします。

助成対象費用（Ⅲ．その他経費）



Ⅲ．その他経費

1．消耗品費

助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。

2．旅費

- ① 助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。
- ② 研究者以外の者が、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で、旅費、滞在費、交通費。

3．外注費

助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。（開発要素を含む業務は外注できません。外注の必要性や妥当性は十分検証が必要です。外注先との資本関係や役員兼任の有無を確認させていただきます。）

4．諸経費

助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、学会等参加費等。

助成対象費用（Ⅳ．委託費・共同研究費）



Ⅳ．委託費・共同研究費

助成事業のうち、共同研究契約等に基づき国内の共同研究先が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰ～Ⅲに定める項目に準じて行います。

- ① 交付決定時における**助成金総額の50%未満を対象**とします。
- ② 本費用を計上する場合は、費目別の内訳も提示していただきます。その際、次頁の事項にご留意下さい。

（注1）本助成事業では、民間企業との共同研究については計上が認められません。また、協力機関が行う研究開発等に必要な経費については、計上が認められません。

（注2）事業期間中におけるサンプル出荷等（出荷先（実証機関等）からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの）については、原則、無償にて実施するものとします。

※共同研究費のみ計上可能です。事業の一部を委託する委託費の計上は認められません。

※海外及び国内の民間企業との共同研究についても認められません。

※共同研究費における消費税は助成対象外です。申請者のご負担となります。

※あらかじめ交付申請書に記載していただくことが必要です。

助成対象費用（Ⅳ．委託費・共同研究費）



- ★ 申請者の従業員を当該共同研究機関に出向させる場合の当該出向者の労務費を、この共同研究費の中に計上することはできません。
- ★ 共同研究機関が購入する機械設備等の費用をこの共同研究費の中に計上することはできますが、この場合は、「当該設備の処分制限の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に則り使用する」旨の文言を共同研究契約等に挿入して下さい。
- ★ 共同研究機関において発生する本事業の直接経費の10%（大学は15%）を上限として間接経費も助成対象とします。

助成対象費用（Ⅳ．委託費・共同研究費）



共同研究契約を締結するにあたり、以下の点にご留意ください。

- A) 共同研究費で購入した設備の取扱いについては、共同研究契約書に「当該設備の耐用年数の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に沿って使用する」旨の文言を記載ください。
- B) 共同研究先に支払った費用について、助成事業者が把握できるように共同研究契約書に「本契約に関する経理書類の閲覧を申し出ることができ、閲覧の申し出があった場合はこれに応じなければならない。」旨の文言を記載ください。
- C) 助成事業者は、共同研究契約時に共同研究費の金額の妥当性が説明できるよう、共同研究先から積算内訳（支出計画）を入手してください。
- D) 共同研究契約の締結は、交付決定日以降とし、期間は助成事業期間内とします。
- E) 共同研究先について、必ず経費発生調書（又は、決算報告書・収支報告書）及び成果報告書の提出を求めてください。

助成対象費用（経費計上を認める期間）



原則、助成期間中に発注し、かつ支払いが完了したものを費用計上の対象とします。



※例外として、支払が助成期間外になっても、以下の要件を満たす場合、助成対象費用として認められます。

助成期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているもの（検収しているもの）であって、助成期間中に支払われていないことについて相当な事由があると認められるもののうち、その支払期限が助成期間終了日の翌月末日までのもの。

- ★（１）一次審査（外部専門家による書面審査等）の評価上位者に対し、（２）二次審査（外部専門家による審査委員会等）を行い、その後（３）契約・助成審査委員会を経て、助成する事業を選定し採択します。
- ★助成事業者の技術開発体制が国の政策に沿ったものであるかについても評価されます。
- ★選定に際して（２）二次審査（外部専門家による審査委員会等）においては、事業者から申請内容のプレゼンテーションを行っていただきます。
- ★必要に応じ、事業者に対し経営者へのヒアリングを行う場合があります。

※ 提出書類の「添付資料5 利害関係者一覧」においてに任意で利害関係者にあたる評価者（外部専門家による委員）の所属、氏名、理由について記載いただけます。利害関係者の定義については、公募要領中の利害関係者の定義をご覧ください。

① 事業の要件及び事業者の要件に関する審査

公募要領中の「2-2. 応募要件」、「2-3. 実証機関及びその他の機関の位置づけ」及び「6. 禁止事項及び不正防止について」に記載されている要件に適合しているかを審査します。

本要件に適合していないと判断された場合は、以下の評価対象とならない場合があります。共同研究先や協力機関等、各機関間の合意を踏まえて申請してください。

② 政策意図、技術及び事業化に関する審査

次頁以降の政策意図、技術及び事業化に関する評価項目に従い審査します。

助成対象事業の審査 (政策意図に関する評価項目)



項目	審査基準
助成対象分野への適合性	申請内容が本事業の助成対象分野に適したものであり、市場の活性化に資する提案であること。
政策との整合性	申請内容が政府の宇宙用部品・コンポーネントに関する総合的な技術戦略等を意識した提案であること。

助成対象事業の審査（技術に関する評価項目）



項目	審査基準
基となる研究開発の有無	提案の実用化開発の基となる技術開発の成果（実験データ等）が明確に示されていること。また、提案の実用化開発のシーズについて基礎的な検討が十分に行われていること。
技術の新規性及び目標設定レベルの調整	新規性のある技術であって、国際的に見ても目標設定のレベルが相当程度高いこと。
特許・ノウハウの優位性	申請者（企業）が開発商品に関する優位性のある特許及びノウハウを保有していること。あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。
目標、課題、解決手段の明確性	本事業における目標値、技術課題及び解決手段が明確であること。
費用対効果	研究計画に要する費用（助成金の使用計画）が適切であり、費用対効果（助成金額と得られる事業化効果など）が高く、助成規模に応じて効果（社会的必要性など）が十分に期待できること。
研究計画の妥当性	予定期間内に計画された技術的課題が解決される可能性が高いこと。

助成対象事業の審査（事業化に関する評価項目）



項目	審査基準
新規市場創出効果	当該研究成果の広汎な製品・サービスに利用の可能性が大きく、新規産業の開拓というに貢献するものであること。市場規模を判断材料とし、その際に助成金額（全期間）を考慮。
市場ニーズの把握	市場ニーズを具体的に把握（ユーザーとの接触、市場調査等）していると共に、それを反映させた開発目標の設定がなされていること。
開発製品・サービスの優位性	市場ニーズを踏まえて、開発下製品・サービスが競合製品等と比較して優位（性能、価格等）であること。将来の市場において相当の占有率が期待できること。
事業化体制	技術開発体制のみではなく、事業化をするために適切な体裁となっていること。
事業化計画の信頼性	事業期間終了後概ね3年以内に実用化が達成される可能性が高いことを示す具体的かつ的確な事業化計画を提案し、予想されるリスク（市場変動、技術変革等）などへの対策が盛り込まれていること。
採用予定先（取引先）等との連携	事業化に向けて開発された技術の採用予定先（取引先）等との連携がなされていること。 当該研究開発成果の製品・サービスについて、ユーザからの推薦を得ていること。

③助成金の交付先に関する選考基準

- i) 助成金交付申請書又は申請書の内容が次の各号に適合していること。
 - ア. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
 - イ. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
 - ウ. 助成事業の経済性が優れていること。
- ii) 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - ア. 関連分野における事業の実績を有していること。
 - イ. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。
 - ウ. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
 - エ. 経営基盤が確立していること。
 - オ. 助成事業の実施に関してNEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

提案書作成（注意事項）



1. 提案書は、添付書類を含め、全てA4サイズ（会社案内等もA4サイズでない場合は、A4サイズにコピー。）
2. 提出書類各部（A1部、B1部）ごとに左上をダブルクリップ留め（ホッチキス綴じや、製本は不可。）
3. 提案書の項目を削除不可。（ただし、青字イタリック体で記入されている提案書の注意事項及び記載例は、削除のこと。）
4. 特に注意がない場合は、項目間の行間は、適宜変更のこと。
5. 記入に際しては、簡潔明瞭を旨とし、提案書のボリュームが大きくなるようにすること。

提案書作成（注意事項）



6. 提案書の作成にあたり記入上の注意（イタリック体部分）を確認。（各項目の記入上のポイントにはアンダーライン）
7. 提案書の作成にあたり、**公募要領の確認が必須**。提案書の記入内容については注意事項を参照のこと。
8. **提案書類はA 1 部、B 1 部とも片面印刷のこと**。
9. **助成事業提案書副本をひとつのPDFファイル（ファイル名は代表名）に纏めて、情報項目ファイル（情報項目ファイル『代表申請者名.xls』）とともにCD-Rに保存し、提出。**

提案書作成（提出書類）



課題設定型産業技術開発費助成事業提案書（様式第1）

助成事業要旨

添付資料 1

助成事業実施計画書

添付資料 2

企業化計画書

添付資料 3

事業成果の広報活動について

添付資料 4

非公開とする提案内容

添付資料 5 - 1

法人案内パンフレット等

添付資料 5 - 2

直近3年分の決算報告書

添付資料 6

e-Rad応募内容提案書

添付資料 7

ユーザー候補からの推薦書（該当者のみ）

別添 1

主任研究者研究経歴書

別添 2

その他の補助金制度との関係等

別添 3

利害関係のある評価者

別添 4

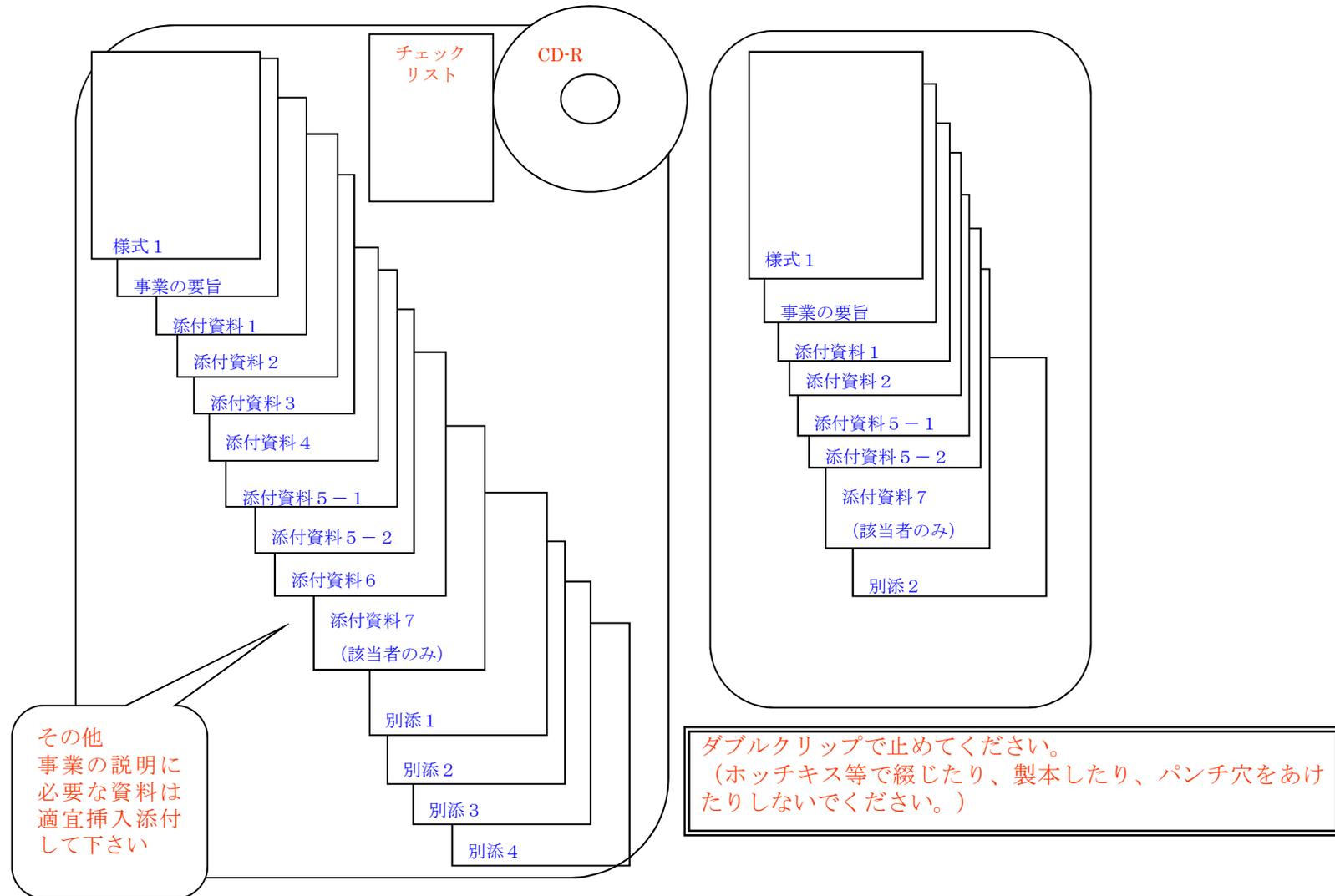
全部事項証明書（一通）

※公開されている公募ページ内の様式を使用して下さい。

提案書作成（書類のまとめ方）

参考1 提出書類Aのまとめ方（片面印刷）

参考2 提出書類Bのまとめ方（片面印刷）



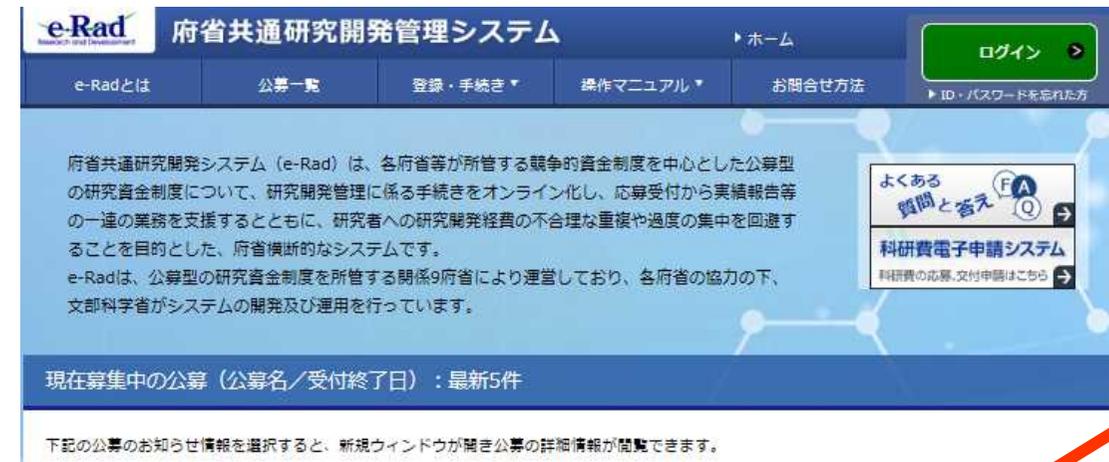
本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への申請手続きと、N E D Oへの申請書類の提出の両方の手続きが必要となります。このe-Radによる申請手続きを行わないと本事業への申請ができませんので、ご注意ください。

e-Rad手続きの概略

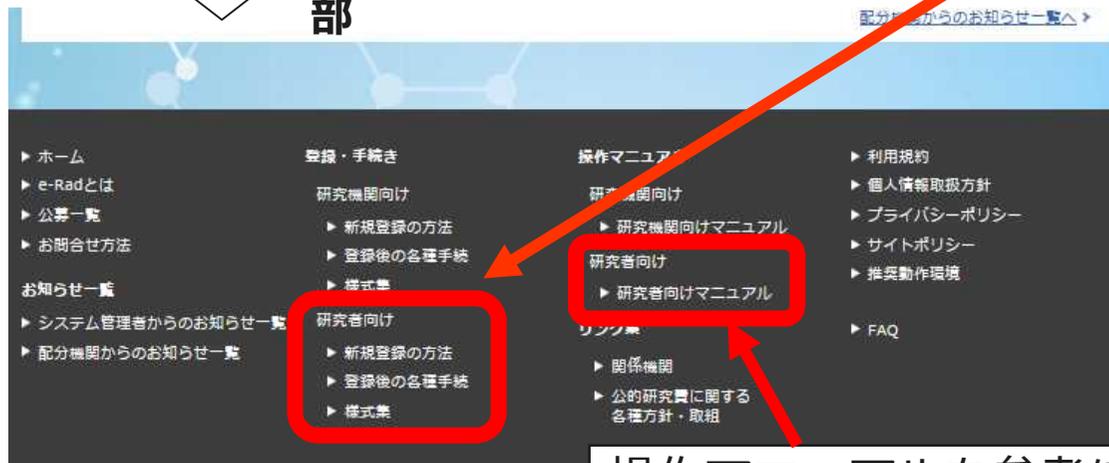
- ① 所属研究機関の登録
登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。
- ② 研究者の登録
- ③ 応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の出力e-Radポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上「応募内容提案書」を印刷して下さい。（この印刷物はN E D Oへの提出書類として必要になります。）
- ④ 応募情報の確認と登録
応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから「確認」・「実行」ボタンをクリックし、登録を完了して下さい。「確認」・「実行」ボタンを押さないとe-Rad上での登録が完了しません。

※ e-Radでの申請は、申請者及び連名申請者について必要です（共同研究先は不要）。

提案書作成 (e-Rad)



↓ ホームページ最下部



操作マニュアルを参考にしてください。



提案書作成 (e-Rad)



府省共通研究開発管理システム

e-Radとは 公募一覧 登録・手続き▼ 操作マニュアル▼ お問い合わせ

ホーム > 公募一覧

公募一覧

e-Radで対象となる公募一覧を表示します。

検索対象/検索文字:

表示区分: 現在募集中 受付終了済

表示件数:

1 2 次のページへ

1~10件 (全13件)

公開日	配分機関	公募名 (公募名を選択すると新規ウィンドウが開きます)	応募単位	機関承認の有無	受付開始日	受付終了日
2018/03/07	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業(ベンチャー企業等による宇宙用部品・コンポーネント開発助成)	研究者単位	不要	2018/03/07 10:00	2018/04/19 12:00
/09	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	「海洋エネルギー発電実証等研究開発事業」に係る公募について	研究者単位			

応募事業を間違えないように
ご注意ください。

【配分機関名】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術
総合開発機構

【公募名】

2020年度「宇宙産業技術情報基盤整備研究
開発事業(ベンチャー企業等による宇宙
用部品・コンポーネント開発助成)」に係
る公募

※上記画像は一例です。

公募締切日(2020年6月26日正午)
までに、全ての申請手続き(e-Radへ
の登録及び、NEDOへの申請書提出)
を完了してください。

提案書作成 (e-Rad)



必須項目入力後は、応募 (入力内容の確認) ページで、未入力がないか確認。

エラーがなければ、応募内容提案書のプレビューをクリックする。
応募内容提案書のタイトルが書かれているPDFが開かれるので、それを印刷する。
印刷後、画面右下「この内容で提出」をクリック。

印刷した後、最後にクリック。

提案書作成（受付期間・送付先）



《提案書の受付期間》

2020年6月26日（金）正午までに

郵送もしくは特定信書便で送付して下さい

※持参による受付は行いません

《送付先》

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310

ミュージア川崎セントラルタワー20階

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 プラットフォームグループ

宇宙事業 申請窓口 宛

TEL：044-520-5175

助成事業のスケジュール（公募～交付決定）



公募期間	5月14日（木）～6月26日（金）
公募説明会	新型コロナウイルスに関連した感染症につき、感染拡大防止の観点から公募説明会は開催いたしません。公募に関するお問い合わせは問い合わせ先及び提案書送付先等にご連絡ください。
審査期間	7月上旬～8月上旬 （※必要に応じてヒアリングを行う場合があります。）
交付決定	9月下旬

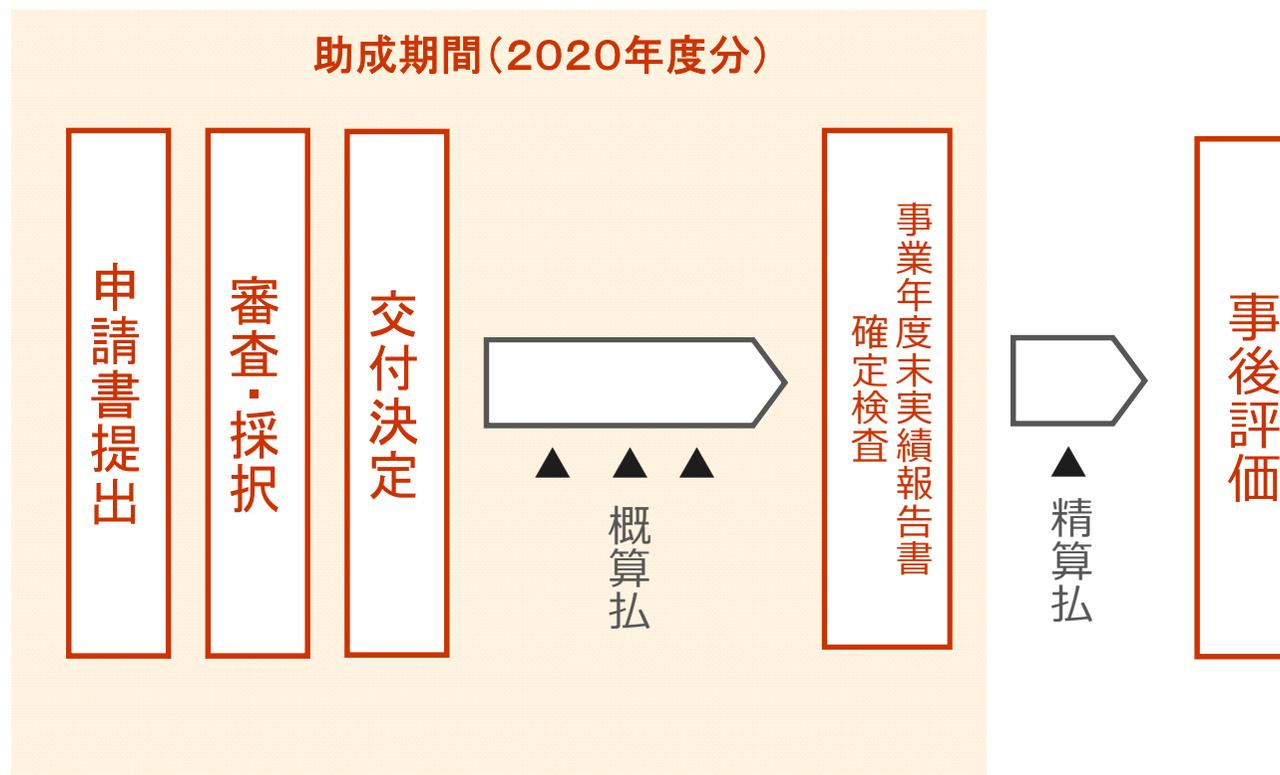
採否の決定の通知：

2020年9月上旬（予定）

- ★審査の内容によって、実施内容や助成対象経費の変更等が「採択の条件」となる場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は申請を取り下げることができます。
- ★採択された事業については、上記の条件等を実施事業の内容に反映するなど、必要な調整を行ったのち、9月下旬を目途に、NEDOから申請者に交付決定通知を発送します。
- ★不採択の場合も、評価コメントを添えて、その旨後日通知します。

助成事業のスケジュール（採択後）

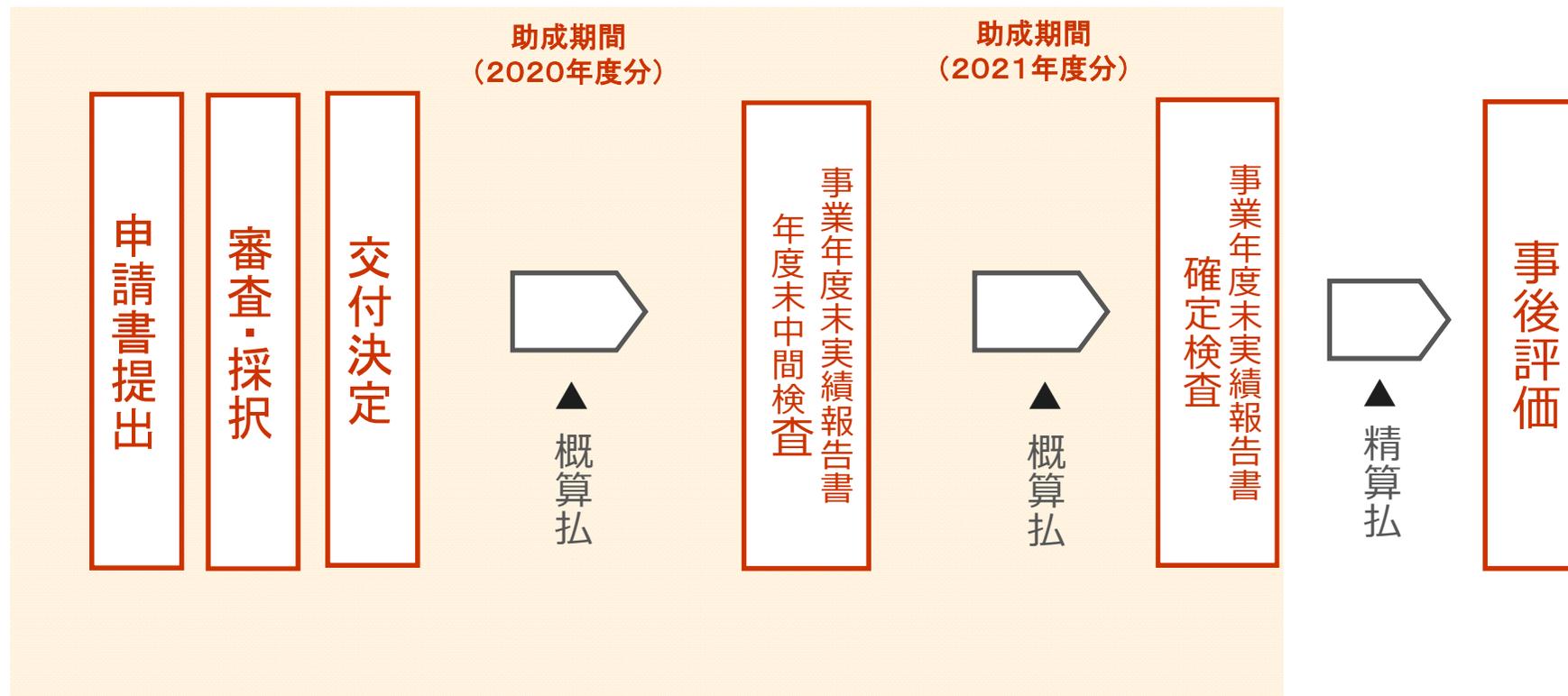
★ 1年間の提案（～2021.2.28）



- ★ 採択された事業は、申請者の企業名、事業の名称を公表します。
- ★ 事業期間は年度ごとの助成期間からなり、単年度又は複数年度の交付決定を行います。

助成事業のスケジュール（採択後）

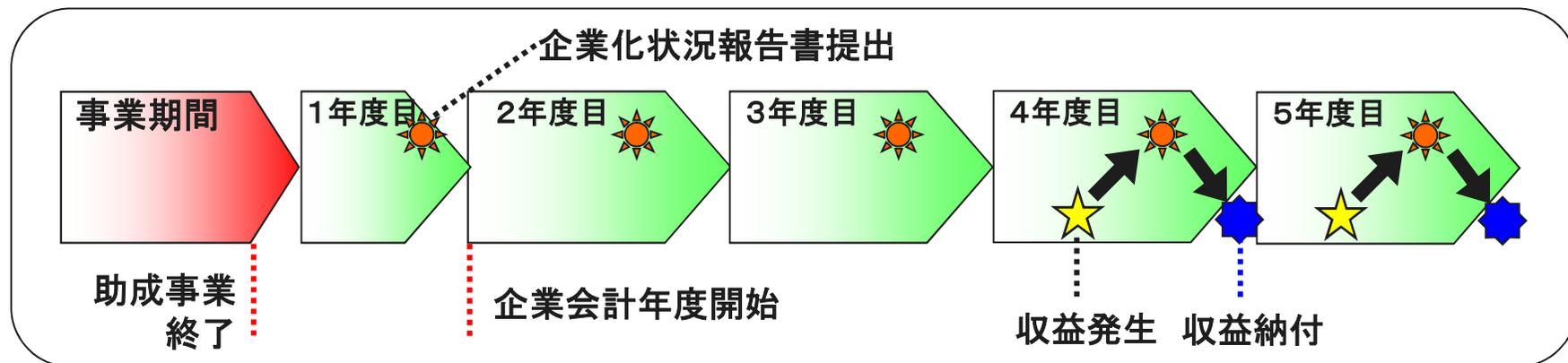
★ 2年間の提案（事業期間～2022.2.28）



★ 交付決定期間は最大で2年間です。

助成事業終了後（企業化状況報告）

- ★事業期間の終了年度以降5年間は、毎年、企業化状況報告書をNEDOに提出して頂きます（提出義務が果たされなかった場合、助成金の返還請求が行われることがあります）。
- ★企業化状況報告書により、収益が認められたときは所定の計算式で算出される額を納付して頂きます。
- ★収益納付額の合計は、助成金の確定額を上限とします。
- ★収益納付すべき期間は、事業期間の終了年度以降5年間とします。



助成事業における取得財産の所有権は事業者にあります。NEDOの処分制限期間内での処分・転用の際にはNEDOの承認を受ける必要があります。

なお、承認を受ける条件として、助成金の一部を納付しなければならない場合があります。

助成事業終了後（成果の取扱）



1. 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告をして下さい。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとします。
2. 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認めます。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとします。
3. 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めて下さい。
4. 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、NEDO事業の成果として得られたものであることを明示して下さい。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができます

※ 記載例

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

質問等ございましたら、お問合せください。

<<問い合わせ先>>

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310

ミュージア川崎セントラルタワー20階

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 プラットフォームグループ

宇宙事業 申請窓口 宛

TEL : 044-520-5175

メールアドレス : space-venture2020@nedo.go.jp

ご応募お待ちしております。